

公募型プロポーザル方式（マイナンバーカード普及促進事業）
の実施に係る業務等質問書への回答について

令和 7 年 6 月 24 日（火）長野県企画振興部市町村課

令和 7 年 5 月 30 日付けの公募型プロポーザル方式（マイナンバーカード普及促進事業）実施公告に係る業務等質問書について、実施公告第 5 の規定により下記のとおり回答します。

記

1 業務等質問書の受付期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）から令和 7 年 6 月 20 日（金）まで

業務等質問書への回答

質問	回答
仕様書第 5（5）介護福祉施設や障害福祉施設等への出張申請サポート業務	
・原則 8 月上旬以降の実施日につきまして、8 月上旬の開始は必須になりますでしょうか。各市町村様との調整期間や契約準備の期間等を鑑みて開始日の変更は可能か。	40 日以上の実施日が確保できるのであれば、8 月上旬の開始は必須ではありませんが、過去、感染症の流行により事業実施が困難な時期もあったため早期の事業開始が望ましいです。
・前年実施における介護福祉施設、障害福祉施設での実際の出張申請稼働日数と訪問施設数をお知らせ願いたい。また出張サポートを希望した施設数をお知らせ願いたい。	介護福祉施設、障害福祉施設での稼働日数は 63 日、訪問施設数は 132 か所です。 出張サポートを希望した施設数は上記施設数にキャンセル数を含めて 141 か所です。
前年実績における施設での出張申請について、市町村職員が受付業務に参加した割合と、申請サポート方式（交付時来庁方式）又は出張申請受付方式（申請時来庁方式）の割合を示されたい。	前年実績において市町村職員が受付業務に参加しなかった事例はありません。 また、申請時来庁方式と交付時来庁方式の割合は申請時 90.7%、交付時 9.3%です。 ※原則実施市町村内は申請時来庁、実施市町村外であれば交付時来庁とした場合。
仕様書第 5（6）その他の施設等での出張申請サポート業務	
本事業の実施にあたり、県が指定している郵便局はあるか。	本事業の実施にあたり、現時点で県が指定する郵便局はありません。